

平成30年6月13日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 向 井 正 2番 吉 田 豊 3番 田 中 静 雄 4番 碓 勝 征 5番 漆 原 悦 子 6番 井 上 正 宣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 原 田 希 10番 寺 崎 太 彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 森 悟 教 育 長 野 口 敏 雄 会 計 管 理 者 森 園 敦 志 総 務 課 長 高 島 浩 介 まち・ひと・しごと課長 河 上 昌 弘 財 政 課 長 坂 井 忠 明 建 設 課 長 三 好 浩 之 産 業 課 長 兼 日 高 泰 明 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 江 島 朋 子 税 務 課 長 小 野 清 人 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 矢 動 丸 栄 二 文 化 課 長 中 島 洋
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 係 長 江 崎 智 恵

議事日程 平成30年6月13日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第22号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第24号 上峰町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第25号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第26号 平成30年度上峰町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第27号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
号)
- 日程第7 議案第28号 上峰町固定資産評価員の選任について
- 日程第8 議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増
加及び同組合同規約の変更について
- 日程第9 発議第2号 上峰町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第22号

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 議案審議。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第22号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第23号

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 議案審議。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第24号

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 議案審議。

議案第24号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第25号

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案審議。

議案第25号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第26号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5. 議案審議。

議案第26号 平成30年度上峰町一般会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

9 ページの款. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費、18節の備品購入費でコミュニティバスの44,000千円が計上されておりますが、果たしてこれは備品でいいのかどうかという私は疑問があるんです。財政課長にお尋ねしますが、備品と財産の区分というのはいかなふうになっているのか、ちょっと質問します。

○財政課長（坂井忠明君）

吉田議員の質問にお答えをいたします。

明確な基準というのはないと思われませんが、備品に関しましては、公共用のものにつきまして、庁舎内とか、そういったところで必要な、通常、業務に必要なものとして備え置くものというような形にはなっております。財産購入費との違いだと思いますが、財産につきましては、高額なものであって、いわゆる永久的にちょっと使うような土地とか、そういったものに該当するかと思いますので、あくまでも明確な区分はありませんが、車両という、一応、耐用年数というか、そういったものがついている分については備品という扱いでこれまでも来ているかと思えます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

1台20,000千円からするバスですので、財産というのが私は適当じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○財政課長（坂井忠明君）

その購入する物件の資産価値で異なってくるかとは思いますが、バス、動産ですね、そちらにつきましては備品のほうで今のところは提示している分だと思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかにありませんか。

○9番（原田 希君）

まず今回、補正予算につきまして、初日の補足の折に、30周年事業をまずまとめてという御説明をいただきました。こういった丁寧な説明が円滑な議会運営につながる一つだというふうに思いますし、また今後もこういった丁寧な説明をしていただけるとありがたいというふうに感じたところでございます。

その中で、その30周年の事業の中で、16ページ、一番上ですね。教育費の教育総務費の中の節の13、委託料、教育情報発信業務委託料ということで、カミング！上峰復活というような説明があったと思います。以前、カミング！上峰の予算としては、大体10,000千円近くの予算が組まれていたんじゃないかなと思いますが、タイトルも教育情報ということになっていきますので、この辺に限っての話なのかなというふうには思いますけど、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんおはようございます。原田議員よりページ16ページ、30周年記念事業に伴います教育情報発信業務委託料について御質問をいただいております。

まず、事業の概要から御案内させていただきます。

今回は、ラジオ、SNSを活用し、教育、文化情報を中心に、町内外に発信をしていき

いと考えています。また、情報発信にかかわることで、町民の皆様、児童・生徒の活力と自信を醸成するというふうを考えております。町内の教育、文化にかかわる情報発信により、定住化促進にも貢献できるかというふうを考えております。

ラジオ放送は、毎週1回15分の番組を9月から翌3月までの6カ月間で行う予定にしております。また、御質問いただきましたカミング！上峰、当時、上峰町の観光情報の発信番組ということでさせていただいておりました。こちらにつきましては、当時、佐賀県の緊急雇用創出基金事業という補助金を活用しておりました。これにつきましては、県からの補助で職業を創出するという取り組みで、当時、3名の方の1年間の賃金をこちらの県のほうからの補助を出すということで、当時20,000千円であったり16,000千円、また、26年度22,000千円という予算で運営をしておりました。

今回は放送番組についてのみの御提供ということで計画をしておりまして、2,074千円の予算ということで計上させていただいております。さらに、上峰町とNBCのホームページ、またフェイスブック、タウンチャンネルなどに番組情報を随時アップをすることで、さらに、またラジオでPRをすることで、上峰町ホームページやフェイスブック、タウンチャンネルへの閲覧数の増へつなげてまいりたいというふうを考えております。若い世代が活用しているインスタグラムですとか、そういう番組制作の裏話などを配信し、20代から30代の若者や子育て世代を中心にも効果的にPRできるというふうを考えております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかにありませんか。

○2番（吉田 豊君）

13ページ、商工費の目の商工観光振興費のところですが、ことしのかみちやりグランプリで佐賀牛の販売を1頭ふやすということで、まことに結構なことだと思うんですが、過去のかみちやりグランプリでの佐賀牛販売の実態を見ておると、あの炎天下の中でかなりの長時間、長蛇の列で並んでおられます。したがって、販売の方法を若干考えて、例えば整理券を渡すとかなんとかで販売時間を明確にして、炎天下で長蛇の列で並ばなくて済むような販売方法がとれないかということです。幸いにして、今まで熱中症とか、そういう病気で倒れた方がいらっしやらないからいいものの、今後はそこまで配慮して販売していただければいいのかなというふうに思いますが、産業課長いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員様の炎天下の中での販売について、御質問にお答えいたします。

確かに長蛇の列で大変好評ではありますが、暑いところもありまして、体に支障を来した方が今までいらっしやらなかったというふうなところで幸いしておりますが、今年度につきましては、30周年というところで2頭にふやすというところで今お諮りをさせていただ

ているところで、長蛇の列がさらに長蛇になるというふうなところも考えられますので、対策についてはこれからまちづくり実行委員会のところで議員様の御指摘を踏まえて審議し、対策に努めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

過去の販売の中で、例えば整理券を渡して、整理券を持った人が販売時間ぎりぎりに来て、もう既に肉がなかったから何のための整理券かというふうな逆質を受けたようなこともあったというふうに聞いていますので、例えば30分前までに来るとその整理券は無効だとかですよ、明確に記載しておけば、そういう問題も発生しないと思うんで、よく考えて、問題が発生しないように、スムーズに販売ができるように検討をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

7ページをお願いいたします。

7ページの総務費の、これは企画費の中の19節ですね。NPO法人の支援ということで、2,000千円ほど予算計上されておまして、これについては4団体という説明をいただきましたが、もしよろしければ4団体、どういう団体かを教えていただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

おはようございます。NPO法人につきましては、手前どものほうで把握している内容といたしましては、1月現在で2団体というふうに把握をしております。4団体ではございません。

こちらのほうがNPO等という形で、今、銘打っておりますけれども、こちらがちょっと御説明をちょっとお時間頂戴してさしあげるとですね、こういった趣旨のものかといいますと、中間支援組織というものをつくろうというふうに考えております。これは、いわゆる県とかにもございますCSO推進機構と言われるものの上峰町版というふうに御理解いただければいいんですけれども、中間支援組織として地域に根づいた活動や課題解決を目指す、そういった個々の活動を行っておりますCSOというものがございます。これCSOというのは、例えばNPO法人も含めまして、ボランティア団体、あるいは自治会、老人クラブ、PTAといった、いわゆる権利能力なき社団と言われるものも含んだところでのCSOという形になります。

今、現段階におきましては、それぞれの団体がそれぞれのベクトルで向かっているわけなんですけれども、そういったところが資金の情報や資源、あるいは助言、仲介、人材の育成、こういった個々に応じた相談とか種々のCSOの動向を多様な面から支援するような中間的

な組織をここで設立をというふうに思っているところでございます。

形態といたしましては、NPO法人と限らず、公益財団法人や公益法人、社会福祉法人、あるいは法人格を持たない任意団体等、いろんなものがCSOはあるわけなんですけれども、CSOの運営自体について相談したいとか、ほかのCSOとの情報交換を行いたい、あるいはボランティアをしたいけれど、どうしたらいいというような際の活用も可能になってくるのではないのかなというふうに思っております。

私どものほうといたしましては、自立した町民が支え合う社会をつくるため、志縁組織、志縁組織というのは志の縁ですね、そういったもの、あるいは地縁組織、これは地縁に基づく地縁なんですけれども、企業、行政などに対して、パートナーシップ等の構築等に関するような事業を行うなど、公益の増進に寄与するということを期待しながら、そういったものを補助金化したものというふうに御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

大川さん、よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（井上正宣君）

16ページの社会教育総務費の中の、NHKのど自慢客席用イスの、これは説明をお願いします。それと、その上の、部活動指導員謝金の336千円が上がっておりますが、何の種目なのか、お伺いをしたいと思います。

○生涯学習課長（矢動丸栄二君）

まず、10. 教育費、5. 社会教育費、1. 社会教育総務費の節14. 使用料及び賃借料の説明につきましては、NHKのど自慢客席用イス仮設照明等リース料につきまして御説明いたします。

NHKさんと打ち合わせを行いまして、町民センターのステージの前の可動式椅子が200脚ほどございます。その可動式の椅子をまず収納をしまして、そのスペースにNHKさんの機材ですね、照明とかカメラ等をまず置くということで、その椅子が邪魔になるということで、まず撤去をしてくださいと。で、その周辺につきましてはパイプ椅子等を並べて、お客様の客席を確保してくださいということで、椅子のまず設置、リース料になります。

それと、あと照明等、スピーカー等の設置をする場所を、新たにまたステージの袖に設置をしていただきたいと思いますというお話があります。それにつきまして、そのスピーカー等、また照明を設置するためのタワーですかね、土台になりますけれども、その設置のリース料が含まれた金額になります。

以上になります。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

私のほうからは、井上議員の御質問いただきました、ページ16ページ、款の10. 教育費、項の3. 中学校費、目の2. 教育振興費、節の8. 報償費の、部活動指導員謝金336千円の種目及び少し内容について御案内させていただきたいと思えます。

かねてより御案内させていただいておりました県の中学校部活動指導員活用研究事業、こちらの詳細が決まりまして、先日、県より採択の内々定の連絡を受けたところでございます。かねてより御案内しておりましたとおり、野球部の指導員に1名提案をさせていただきました。5月10日付で計画書を提出させていただいております。これに伴います予算を今回、補正予算として計上させていただいております。さらに336千円のうち、県から国、県の補助を活用しまして、224千円を歳入のほうであわせて提案させていただいております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

14ページをお願いします。

土木費の道路維持費のところ、15節、工事請負費が55,000千円ほど計上されております。この道路補修関係については、当初予算でも相当の額、また今回もこういう額、上がっております、従来から道路がもう非常に傷んでいるという声があちこちから上がっていたのが、これで随分とよくなるんだろうというふうに思って喜んでおります。

その中で、1つ確認の意味でお尋ねをしていきたいと思えますが、今現在、町内あちこちに民間事業で造成工事がされておりますけれども、その民間開発で造成工事がされているところの出入り関係で、工事車両等々がそれなりに出入りするかと思えますが、その折に、その町道なりが傷んだ場合は、その補修関係については、その事業者さんというか、業者さんのほうで補修等もしてもらおうということでしょう。その辺ちょっと教えてください。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうからの御質問で、開発行為等で工事車両が出入りする際の傷んだ町道等の補修についての御質疑かと思えますけれども、基本的にその道路づきで開発をされた場合に道路に近いところとか、車両の出入り口になっているところに関しましては、非常に傷みがひどいという場合に関しましては、工事業者のほうにお願いをしております。通常、走行するような道路に関しまして、甲羅状とか、そういった今現在悪い状態であるところに関しましては、うちの計画等も見据えたところで先々に延ばすようなとか、うちのほうの工事が先になるような場合は、ある程度、業者さんのほうと協議をしまして、この範囲までやってくださいということをお願いをしているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

はい、わかりました。

それと、もう一つお尋ねします。

今度は、下水道工事ありますよね。そうすると当然、道路面をカッター入れて掘ってということをやりますよね。そういうときの後の補修といいますか、原形復旧といいますかね、もう当然、業者さんがされるわけでしょう。その辺、ちょっとお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうから質問ございました、下水道工事に関しての復旧ということでの御質疑かと思えますけれども、当然、下水道工事に限らず、水道工事、あと占用工事等いろいろございますけれども、当然、原因者のほうでの復旧工事ということになります。

○8番（大川隆城君）

その場合、原形復旧で、そのとききれいになっていたけれども、例えば1年、2年後に下がってみたりとかという可能性もあるわけですよね。そういう場合も、そこがどなたがされたかというのは、もうはっきりしていると思いますから、そういう場合もやはり業者さんがするという形になるわけでしょう。そうすると、それは例えば、年数的に何年までは業者さん、過ぎたら町というふうな何か決め事があるならば、その辺もちょっと教えてもらいたいと思いますが。

○建設課長（三好浩之君）

ただいまの御質疑の年数的なものでございますけれども、明確に決めているわけではございません。その復旧の基準というのが基本的にうちのほうが持っていて、ある程度下を転圧をした状態で一旦開放して、締め固めが終わった段階で舗装復旧をしてくださいということをお願いをしております。その後、1年とか2年とかたって下がった場合に関しましては、基本的にはうちのほうで補修対応とかやっている状況でございます。

○8番（大川隆城君）

後々に下がってみたりした場合は、町でやるわけですか。私が思ったのがですね、やはり最初は事業者がやって、その結果がさっき出た締め固め等々が十分ならば、下がったりとか、後から傷みは出ないだろうけれども、下がってみたりとかというのは、やはり最初やったときに何か原因があつてからこそ下がったりとかいろいろあつてくるだろうから、やはり今言う1年か2年かしたときになったんなら、やはりそれはそこをされた方にするのが当然じゃなかかなという感じがしていたもんですからね、お尋ねをしているわけですが、その辺はやっぱりそういうふうな解釈はされないものかですね、どんなでしょう。

○建設課長（三好浩之君）

今、議員さんのほうから御指摘があつた件につきましては、国道であれば舗装をかけた後、5年間は掘削をさせないとか、県道も3年、5年と、いろいろ基準があるようでございます。あと、その復旧をした後の管理の対応ですけれども、さまざま市町によっていろいろ基準

があるようでございます。うちのほうは今のところ明確な基準というのはございませんけれども、確かにその1年間とか、管理瑕疵といいますか、その施工業者の責任ということで、1年間ぐらいの基準を持っているところもあると聞いております。で、そういったところを今後うちのほうとしても検討していく必要はあるかと思っておりますので、今後の材料として、指摘事項としてうちのほうで考えていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきましたが、やはりもう一遍繰り返になりますけれども、することをきちんとやっておけば下がらないはずだろうというふうに思うわけですね。だから、そこでやっぱし今言われたように、1年あるいは2年の間のうちに下がったりといったら、やっぱし何らかの不手際といいますかね、何かがあったからこそそういう状態になったんじゃないかろうかという思いがするものですから、先ほど言われたように、その辺のことをまた協議、検討されて、基準を設置するならという話も出ましたから、ぜひ検討をしてもらいたいと思います。

また、近隣市町でも、今の話では、されているところ、されていないところがあるような話ですけれども、その辺も十分参考にさせていただきながら、その辺をきちんとしてもらえればと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

14ページの道路維持費関係で、工事請負費の中で、町道補修等ということで55,000千円上がっておりますけれども、いずれにいたしましても、こういう予算等が可決後に取り組む時期ですね、これどうしても、ややもすると年度末に近づくような工程というか、取っかかりが、取り組みがあるようでございますので、可決後スムーズに取り扱い、施工に入ってもらいたいということをお願いしたいと思っております。

当初予算で計上されました側溝等の問題でございますけれども、この側溝等の取り扱いにつきましては三、四カ所お願いをしております。これの取り組みといいますか、対象地域の皆さんは一日も早い取り組みを期待されておるわけですよ。どうしても、ややもすると、申し上げたとおり、取り組みがおくれると。まだですかというような声も聞きます。そういう中で、今申し上げました側溝等の取り組みについてはどういう計画予定をしているのか、お伺いしたい。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碓議員のほうから御指摘ありました早い取り組みをとということでの御質疑かと思っております。

ことしの予定としましては、第2・四半期までに側溝工事等関係を発注をするということで、今、側溝工事に関しましては、既に3本契約しております。3本既に発注しております。あと、舗装工事に関しまして、今後随時発注していく計画をしております。遅くとも第3・四半期、12月前までには、ことしは発注を全て終えたいということで計画をしているところでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

いずれにしましても、対象地域の皆さんはお待ちになっておられます。

ややもすれば、舗装工事が花形的な工事ということで、側溝等そういう面につきましては、どうしても1ランク落ちるような見方をされておられるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これは側溝等というのは、生活基盤の中で一番身近なところで、町民の皆様が出入りをされておるし、身近なところでのそういう物件等であるというふうに思います。

いずれにいたしましても、申し上げたとおり、一日も早い取り組み姿勢、事前の説明とか、この工事等は大事なことないということでのことじゃなくして、丁寧な説明等をしていただき、こういう工程で取り組みますと。しかも今、課長のほうからは、3本発注しておるといようなことでございますので、関係地区の皆さんにはそれなりに、区長さんでも結構でございます、つなぎをしていただき、取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま碓議員のほうから御指摘ありましたとおり、地元のほうと、あと地区の方と説明、十分連絡をとりながら、今後発注のほう、早期発注に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

予算書の6ページ、目の企画費、節の13. 委託料の中で、官民連携基本計画策定業務委託料の15,000千円の内容説明をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

官民連携基本計画策定業務委託料に関する御質疑かというふうに思います。

これにつきましては、先般、一般質問等でも応答させていただいている内容と重複いたしますけれども、これまで大型商業施設を中心といたしました中心市街地の活性化を行うべく検討してまいりましたけれども、その核となるイオン上峰店のほうが2月末日をもって閉店とすることとなったのは、皆様御承知のことかと思っております。

これによりまして、検討内容にも変更を加える必要がというよりも、変更を余儀なくされ

ている状況かというふうに思っております。また、この施設の閉店後、町のコミットの方法とか、あるいは現状におきまして、いろいろな意見を頂戴いたしまして、いろいろ建設的な議論を経た上で内容を煮詰めてまいりたいというような内容のものでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、6月の12日の新聞等でコメントを町長が出されております。中心市街地再開発計画を策定する業務委託料15,000千円というふうなことでコメントが出されております。これと関連をしているわけですよ、そういうことでしょう。そうしますと、例えばイオンさんが閉店をされました。あとまだわからんわけですよ。そういったときに、あの周辺はもともとから町長の計画は、イオン周辺の再開発はやりますということであったんで、このイオンの閉店とともにどういうふうに変わっていくのかね。予算は15,000千円組んだけれども、閉店と連携というか、かみ合わせがどうなのかなという感じがするんで、それは関係ないよということであれば理解するんですが、そういう関係はないのか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに、これまではイオンを中心として周辺の市街地をということで検討をいろいろ加えてきた事情がございます。それは議員のほうも十分御承知のことかというふうに思っております。

ただ、今回はその核となるところが抜けてしまうという状況になるわけなんですよ。ですので、そこを今後、イオンさんがひょっとしたら何か腹案がひょっとしたらあって、何かがあるのかもしれないんですけども、そういった状況もイオンさんのほうといろいろ話をさせていく中で、私どものほうとしてどういった形が一番望ましいのかということを検討していく必要があるだろうということでの計画費というふうに御理解いただければよろしいかというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、そういったもろもろも今後、執行長である町長のもとで協議をなされていくもんだと思っております。しかしながら、予算は予算として計上をした上で、協議をしながら前に進めていくということで理解しておってよろしゅうございますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現状さまざまな可能性があるかと思っておりますので、そういった可能性含みの中で進めていきたいというふうに考えております。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも町の核であるイオンの問題等々には、かなり町長もショックを受けているようでございますので、慎重なる審議をしていただきながら進めていただきたいということを強く要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑。

○2番（吉田 豊君）

14ページの道路新設改良費の委託料で、調査設計業務委託料7,000千円が、説明では八枚碓線ということで聞いたと思うんですが、この八枚碓線の起点と終点を教えていただきたいと思います。

それと、次のページの15ページの水防防災費で、講師謝礼として20千円組んでありますが、いつごろ、どのような内容の水防防災の講習をされるのかを、2点お尋ねいたします。

○総務課長（高島浩介君）

私のほうからは、水防防災費の講師謝礼ということで、ちょっと前後しますが、私のほうから御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、自主防災組織の研修会、こちらを開催をいたしたいと思っております。講師の予定としましては、県の消防防災課、こちらのほうから地域防災支援アドバイザーということで御紹介をいただきたいと思っております。これは区長会等々で、まだ時期ははっきり決めておりませんが、基本的に地区で自主防災組織は立ち上げていただくということです。今の予定としては区長会、またはその区長の皆様に集まっていただいて、研修会を開きたいということで考えておるところでございます。

以上です。

○建設課長（三好浩之君）

私のほうからは、吉田議員の質問でございます八枚碓線の起点、終点をということでございますので、まず、起点でございますけれども、上峰町大字江迎536番地の1地先ということで、こちらは八枚のもとリックという店があったところになります。終点ですけれども、大字江迎1009番地先ということで、一番最後の旧三根町のテニスコートの改善センターの一番北側になりますけれども、昔、高島さんという方があちらのほうに家を、河川改修の前におられましたけれども、そちらのほうまでになります。が、終点になります。

○2番（吉田 豊君）

そこで、ちょっとお尋ねというか、要望になるのかわかりませんが、普通の大雨ですね、毎年毎年、ほぼ毎年碓地区は、この八枚碓線は水没するわけですよね。そいけん、もしそこを避難するときは、むしろ碓の水門のところを通過して、県道の坊所城島線を抜けたほうが避難は早いわけですよ。だから、そこまで延長ができないのかどうかですね。この際、どっちみち改良するならば、八枚碓線の改良といっても、幅員と護岸あたりを兼ねて、そがん道路自体を1メートルも幾らも上げるような改良じゃないと思うんです。やはり水害のときの避難道路確保のためにも、碓のあそこの排水門のあつでしょう、あそこから県道坊所城島線、江越のとこさい抜けたら、ものの100メートルぐらいで避難ができるわけですよ。県道

坊所城島線が水没したのは、今まで私は改良されてからはありません。もとの旧道ときは、猫橋のところとか、八枚、江越間のところで水没したことは記憶がございますが、今の改良された県道はほとんど水害のときも水没した記憶がございますので、どうせするならそこまで延長させたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、考慮をいただきたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうから御指摘いただきました碓地区の南のほうの道路の件でございますけれども、今現在も若干水没をするような状況にあるというのは私どもも認識しております。去年も実際、通行どめを1回したような経緯もございます。

今回、八枚碓線ということで計上しておりますところにつきましては、計画期間としましては、江頭鉄工所から碓地区の一番北部の入り口までを今計画しているところでございます。この間に関しましては、道路の舗装と、あと幅員も狭いと。通学福祉バスの運行路にもなっているということで、こちらの改良を早期にしてくださいということでの地元からの要望もございまして、こちらを計上しているところでございます。

今、吉田議員のほうから指摘ございました、その南側の道路でございますけれども、最初申しました終点側のほうですね、切通川のほうに上がるほうにつきましては河川改修も終わっており、そちらの管理道路として4メートル程度の幅員の道路が江見線のほうまで通っております。そちらのほうが避難道路としては、今現在はそちらの切通川を堤防を越えるということはございませんので、そちらのほうが避難道路としては私としてはいいのかなというふうに感じております。

○2番（吉田 豊君）

じゃ、お尋ねしますが、あの辺の周辺の、あの地域の避難地はどこですか、災害時の避難場所。多分、中央公園だと思えます。三根さい回って中央公園さい来んばとですか。やっぱり最短コースで避難通路は確保すべきだと私は思うんですけどね。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員の指摘ございました避難場所はどこかということでございますけど、各地区ごとに避難場所というのが指定されておりますので、中央公園が最大、一番大きい避難場所かと思えます。迂回してということでございますけれども、最短ルートとしましては、確かにその南側の道路だと思えます。その道路に関しましても、今後、検討していく必要はあるかと思えます。

ただ、今、近々としての避難道路として考えるのであれば、今現在使えるのは河川の堤防道路が一番、今としてはいいのかなと。後々、考えていく必要はあるかと思えます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

苦しい答弁をされているようですが、若干金をかけてもこの際、やってしまったが私はいいと思うんですよ。また新たにその部分的にするというのは、結局重複する無駄な経費が結構かかるわけでしょう。だから、あの延長をあと100メートルもないくらい延長しるとどれくらい金にかかるかわかりませんが、どうせするならそこまでしてもらったほうがね。

というのは、今日でも大雨とかなんとかのときに、碓地区の人と話をしていると、現在でも坊所城島線上に車を退避させてあるんですよ、水没するから、もう通れんからですね。翌日の出勤のために県道坊所城島線に退避させてあるわけ。そういうことを考えると、やっぱり住民の立場に立って考えたら、やっぱりついでにそこまでやるべきじゃないかと私は思うので、再考をお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員のほうから御指摘ありました避難をさせてあるということでございますので、この八枚碓線の事業につきましては、社会資本整備事業の補助事業を充当しながらやっております。で、路線ごとの採択となりますので、南側の路線につきましては別路線での計上となる関係上、今から概算要求等を上げていくと、また予算のつき等が関係してきますので、そのあたりも十分考慮しながら今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（田中静雄君）

先ほどから質問が出ておりました14ページの町道補修工事について、1つお尋ねをいたします。

特に町道補修では、下水道工事の後がかなり傷んでいるところが非常に多いんですね。そういう関係で、そういうところの補修が多分あると思っておりますけれども、それはそれとして、基盤が悪いんだろうと思います。今の上峰町内、至るところで宅地開発、もちろん道路整備なども含めて行われております。

そこで、宅地開発するときに、せっかくきれいに舗装した道路が何年もたたないうちに傷んでくるんですね。それはもちろん基盤が悪いと思っておりますけれども、もう一つ傷める原因としては、大型トラックが土砂を運んで通行してくる。これで、かなりでこぼこが激しいんです。だけんそういうところ、場所によりますけれども、そういうところは例えば2トン車とかね、そういうトラックで、何トン車かちょっとわかりませんが、小型のダンプで土砂を運んでくるとか、そういう指導というか、規制というか、そういうことはやられておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○建設課長（三好浩之君）

今、田中議員のほうからの御質疑でございますけれども、町道を通る車両について、工事の場合の車両についての重量の規制をかけているかということでございますけれども、実際、その規制というのはかけておりません。その工事をするに当たって、通られる開発業者の方とか、あと工事業者の方に関して、うちのほうから指導的なものとして、通行の際には十分気をつけて通るとか、徐行をしてくださいとか、あと、傷んだ場合には復旧をすることとか、そういった指導的なものはやっております。

制限というと、ちょっと公安委員会等、そちらのほうとの協議も出てきますので、その分に関しましてはちょっとうちのほうでは、そこまでの指導はやっていない、指導というか、その制限はかけていないところでございます。

○3番（田中静雄君）

やはり10トンダンプじゃなくて、もうちょっと小型のダンプで土砂を運ぶというのは、希望的な指導というか、お願いをして、できるだけ徹底するようにしてもらいたいと思います。やっぱりアスファルトというのは10年が寿命なんですね。耐用年数というのは10年が寿命です。10年もたたないうちに、せっかくお金を使って、もう二、三年したらまたでこぼこになってくる。だから、そういうやつはぜひ解消してもらいたいと思っていますので、御指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（井上正宣君）

5ページなんですけど、総務費の中の一般管理費、委託料のイベント委託料、これは30周年記念の行事のイベント委託だと思っておりますが、何をされるものですかね。

○総務課長（高島浩介君）

ただいまの井上議員の御質問でございますが、こちらにつきましては、30周年記念の講演、それと記念式典のほうを考えております。

講演につきましては、その講演者のほうはまだ決定をいたしておりません。それと、あとは記念式典に関しましての看板設置、ステージの装飾と、あと町内、町外への来賓の皆様への招待状ですね、こちらの作成、発送、回収と式典のレジュメ、こちらまでトータルで委託をしたいということで、今回上げさせていただいておるところでございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

6ページをお願いいたします。

目の6. 企画費の中で、節の11. 需用費、印刷製本費、金額的には250千円と小さな額でありますけれども、この印刷関係もその30周年記念行事の関係かなというふうにちょっと思っていました、よかったら説明をお願いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

印刷製本費についてのお問い合わせかと思います。

こちらのほうにつきましては、パンフレットといいたしでしょうか、ぴっと。上峰町というパンフレットがございます。こちらの30周年とは直接関係ないものではございますけれども、これは今年度、ふるさと納税関係とかですね、あるいは今開催中であります幕末維新博覧会とかで配布を行っているような内容のものでございます。今現在、在庫が非常に少なくなっておりまして、こちらのほうの増刷を行うためのものです。

内容といたしましては、遊びや癒しのスポットを初めといたしまして、食事処や歴史文化スポット、あるいは産直の品々、こういったものの御紹介、ライト版の上峰町ガイドブックみたいなイメージをしていただけるとよろしいかと思います。表紙と裏表を除きまして10ページ程度で構成しているようなものでございます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第26号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第27号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6. 議案審議。

議案第27号 平成30年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第27号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第28号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7. 議案審議。

議案第28号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

小野清人君の退場を求めます。

〔小野税務課長 退場〕

○議長（寺崎太彦君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

自治法上は問題ないと思うんですが、現職の税務課長が評価員になるというのはいかかなものかというふうに思うんですが、この税務課長を評価員にした経緯というのですか、わかりやすく説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（高島浩介君）

ただいまの吉田議員の御質問でございますが、固定資産の評価員につきましては、地方税法の第404条の第1項、こちらにおきまして、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するために設置するということと、また第2項のほうにおきまして、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、議会の議決を受けて、選任するということで規定を受けております。

また、本町の税条例のほうの76条におきましては、固定資産評価員の数は1名とするということで規定をされておまして、これらの規定に基づきまして、本町の場合は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として、ここ何代かは税務課長のほうに選任の同意をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

そういう専門の知識を持っておる者というのは、前職の税務課長ぐらいが余計詳しいんじゃないですか、なったばかりよりも。

○総務課長（高島浩介君）

議員おっしゃるとおり、どちらが詳しいかというのは、私のほうはちょっとわかりませんが、基本的にうちの場合は、ここ2代、3代は歴代の税務課長さんのほうに、その異動に合わせましてお願いをしていっているというような形で、今回もその選任同意のほうを町長のほうから出しておられるというところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

以前、私が税務課長をしとったときに、評価がえのときがあったんですね。そのときに感じたのが、大体の目安で鑑定士あたりの数値を参考にして評価がえをしてくるんで、そのときに私が感じて評価がえを少し低くしたのはですよ、旧三根町の江見商店街があったんですね。江見の商店街、上峰は商店街ないですけど上峰の地価が高かったんですよ、商店街もないのに。だから、これはおかしいということで、江見商店街の評価額を参考にして若干下げた経緯もあるんですけど、やはり町全体を見渡して固定資産の評価をしていただくためには、それなりの今、総務課長が言われた税に対する知識と経験が物を言うと思うんですけど、そ

ういうことを考えると、なられたばかりよりも経験豊富な前の課長さんがいいんじゃないかなと、個人的に思ったものですからちょっと聞いたわけです。そういう形であれば、別段、今回の選任出ている人が問題あるとかつということじゃないですので、あとは構いませんけど、そういうことも参考にしながら、今後の人選においては検討していただきたいと思えます。

○総務課長（高島浩介君）

今、御指摘がございましたとおり、そこにつきましては今後、今の税務課長のほうが退職をされましても、その時点で町長のほうが今の税務課長にということであれば、ずっと任期に定めはございません。その選任につきましては、今回におきましては従来の税務課長というところでの異動に合わせての選任になっております。そこにつきましては、今、議員がお話をされたところも考慮した中で、次回から選任をされていくものかと思っております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第28号の質疑を終結いたします。

しばらくお待ちください。小野清人君の入場を認めます。

〔小野税務課長 入場〕

○議長（寺崎太彦君）

次に進みます。

日程第8 議案第29号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8. 議案審議。

議案第29号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結いたします。

日程第9 発議第2号

○議長（寺崎太彦君）

日程第9. 議案審議。

発議第2号 上峰町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、発議第2号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合によって6月14日は休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、6月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前10時29分 散会